

消費税率の変更に伴い施設の使用料などを改定します

総務課 ☎823-9202 FAX823-9203

10月1日に予定されている消費税率の変更に伴い、各施設の使用料などに含む消費税率が10パーセントになるよう料金を改定します。改定する主な使用料などは次のとおりです。各使用料などについてご不明な点は、各担当課へ問い合わせてください。

(料金改定全般に関することは総務課へ)

料金改定の適用日

10月1日（この日より前に使用の許可を受けている場合は、利用日が10月1日以降であっても改定前の料金を適用します）

改定する主な料金

・会館および運動施設などの使用料

各施設の1時間当たりの使用料などを10円から70円までの範囲で引き上げます。(詳細は町ホームページへ)

施設名など	問い合わせ
真田会館	魅力づくり推進課 823-9234
加藤会館	総務課 823-9202
ひまわりプラザ	ひまわりプラザ 824-1225
海田児童館	海田児童館 822-2216
町民センター、海田東児童館	町民センター 822-9946
福祉センター	長寿保険課 823-9609
シルバープラザ	
海田東老人集会所	
保健センター	保健センター 823-4418
海田総合公園	都市整備課 823-9634
海田公民館	海田公民館 822-7373
海田東公民館	海田東公民館 823-2711
図書館	図書館 823-3215
ふるさと館	ふるさと館 823-8396
各小中学校屋外運動場・屋内運動場、海田小学校クラブハウス	生涯学習課 823-9217

・一般廃棄物処理手数料（事業所ごみ）

10キログラムまでごとの料金を100円から101円に引き上げます。

問い合わせ◆環境センター ☎823-4601

・町民レジャー農園入園料

1区画当たりの年間入園料を3,000円から3,300円に引き上げます。

問い合わせ◆都市整備課 ☎823-9634

・自転車などの駐車場使用料

登録利用に係る使用料を次のとおり引き上げます。(一時利用については変更ありません)

利用車種	単 位	現在の金額	改定後の金額
自転車	1か月	700円	730円
	3か月	2,100円	2,200円
	6か月	3,500円	3,660円
	12か月	6,500円	6,800円
原動機付自転車 及び自動二輪車	1か月	1,400円	1,460円
	3か月	4,200円	4,400円
	6か月	7,500円	7,850円
	12か月	14,000円	14,660円

問い合わせ◆都市整備課 ☎823-9634

・自動車駐車場使用料

各区画の月額使用料を次のとおり引き上げます。

駐車場名	現在の金額	改定後の金額
南堀川町 駐車場	軽自動車用区画	7,100円
	普通車用区画	9,200円
	縦列駐車用区画	14,300円
曾田駐車場	普通車用区画	6,100円

問い合わせ◆都市整備課 ☎823-9634

・水道料金など（水道料金、使用料及び分担金）、下水道使用料、公園使用料

各使用料などに係る消費税率を8パーセントから10パーセントに引き上げます。

問い合わせ◆

水道料金等、下水道使用料…上下水道課 ☎823-9214

公園使用料…都市整備課 ☎823-9634

敬老祝品の贈呈について

長寿保険課 ☎823-9609 FAX823-9627

ご長寿をお祝いして、9月に対象の人に祝品・祝金を贈呈します。

今年度から祝品の対象者が次のとおり変更となります

【敬老祝品】

	30年度	令和元年度
対象者 (誕生日)	75歳 以上	75歳 (S19.1.2からS20.1.1まで) 80歳 (S14.1.2からS15.1.1まで) 85歳 (S9.1.2からS10.1.1まで) 90歳 (S4.1.2からS5.1.1まで) 95歳 (T13.1.2からT14.1.1まで)
祝品	味付海苔	選べるギフト

す。祝品の対象者には、8月中旬に案内を送ります。

※対象者は令和元年8月1日に町内に居住している人で、各対象年齢になる人です。

【敬老祝金】

対象者（誕生日）	金 額
77歳 (S17.1.2からS18.1.1まで)	5,000円
88歳 (S6.1.2からS7.1.1まで)	10,000円
100歳以上 (T9.1.1以前)	30,000円